

道路・公園などの公共の場所に 広告物等を出すことはできません

但し、一定の基準を満たすものは除外されます。

船橋市では、違反広告物に対する除却措置を行っています。この措置は、屋外広告物法の規定による簡易除却、略式代執行と呼ばれるものです。

措置の内容は以下のとおりです。

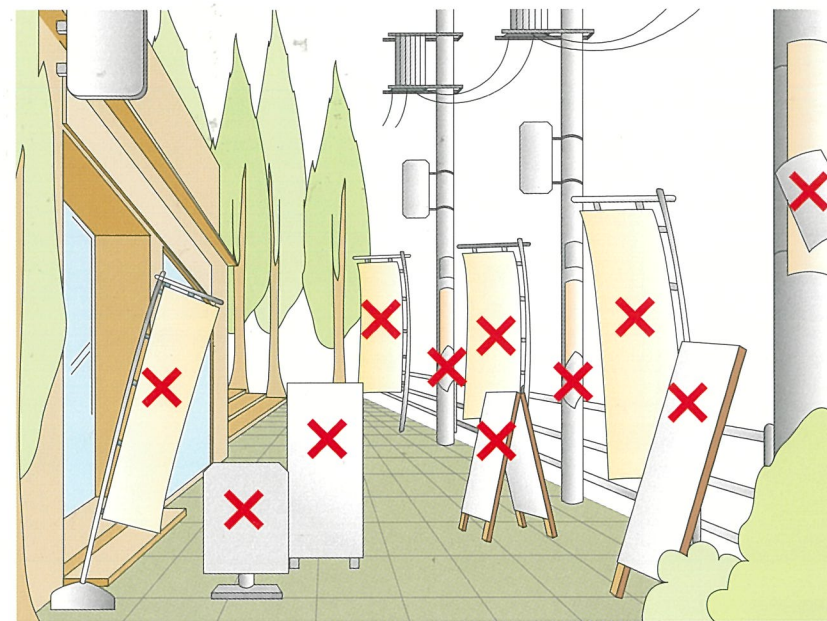
違反広告物に対する措置

①簡易除却(法第7条第4項)

はり紙、はり札、立看板(台を含む)、のぼり旗(台を含む)等簡易な広告物又は掲出物件で、はり紙(即時除却)以外は、必要な管理をなさず、良好な状態に保持されていない場合又は除却に必要と認められる期間を経過した場合に除去の対象となります。

②略式代執行(法第7条第2項)

相手方を確知できない場合に表示者、設置者等に代わって除却するものです。(広告板、広告塔等の掲出物件を除却する場合は一定事項を公告後)



安全のために管理と点検をお願いします

屋外広告物は、雨や風、日射しにさらされることによって知らず知らずのうちに劣化している可能性があります。日頃からの点検で適正な屋外広告物管理に努め、倒壊や落下の事故を未然に防ぎましょう。

万が一、屋外広告物の倒壊や落下等の事故があった場合、表示者又は設置者、管理者に責任が問われることがあります。安全で良好な景観を形成していくために日頃から点検や補修などを行うようご理解とご協力をお願いします。

点検項目の一例

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・ 取付(支持)部分の変形・腐食 | ・ 表示面の汚染・退色・はく離 |
| ・ 主要部材の変形・腐食 | ・ 表示面の破損 |
| ・ ボルト・ビス等のさびの状況 | |

屋外広告物に関する問い合わせ先

船橋市建設局 都市計画部 都市計画課
船橋市湊町2-10-25 電話047-436-2528

目次

代表的な広告物の例示(図解)...	P2
広告物カラーチャート...	P2
屋外広告物禁止地域等規制図...	P3.4
禁止広告物、禁止物件、主な禁止地域...	P3.4
許可地域の許可の基準(図解)...	P5.6
適用除外...	P6
屋外広告物許可申請の流れ...	P7
屋外広告業の登録制度...	P7
屋外広告物に関する講習会について...	P7
違反広告物に対する措置...	P8
安全点検のお願い...	P8

屋外広告にはルールがあります。
ルールを守って、
安全で美しい街並みを作りましょう。

屋外広告物のしおり



屋外広告物とは

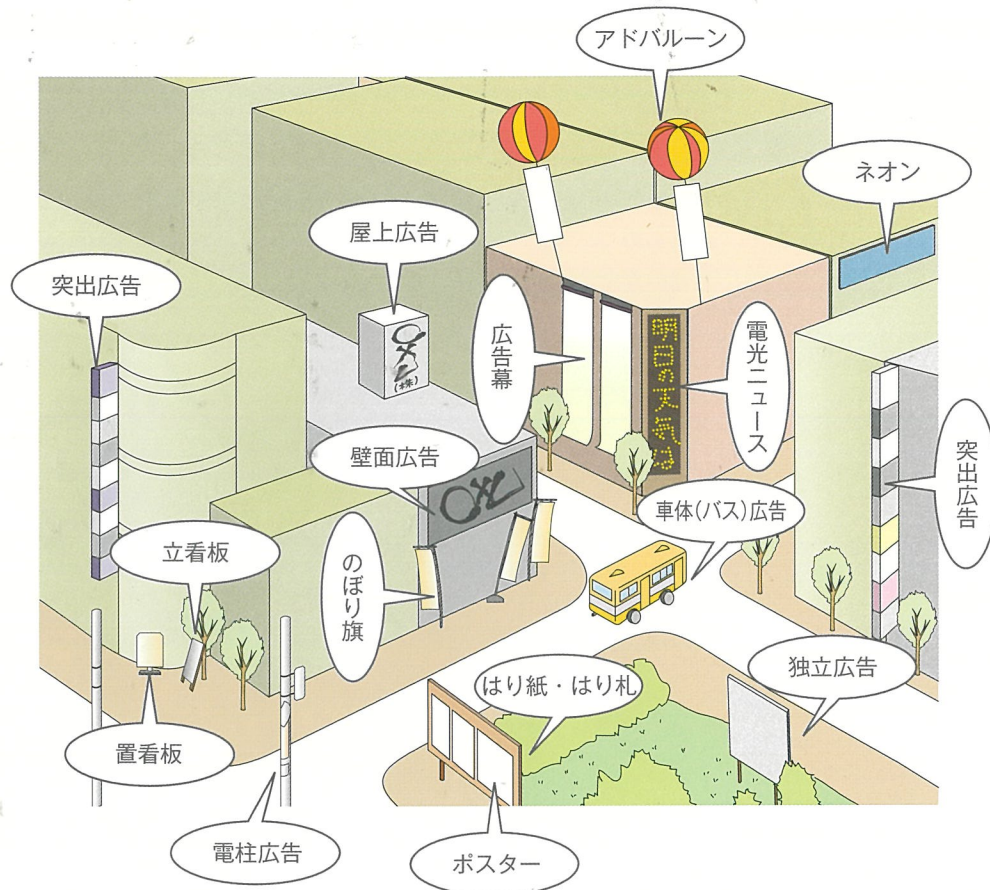
常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもので、内容が営利的なものかどうかは問いません。また、設置されている場所が自己の敷地内であっても該当します。

はり紙、はり札、立看板、置看板、のぼり旗、広告板、広告塔はもちろん、建物などの外側に表示される文字やシンボルマーク、商標、写真、絵画なども屋外広告物になります。

船橋市では、平成15年4月の中核市移行に伴い、屋外広告物条例を制定しました。この条例は広告物の表示や設置について適正な規制と誘導を行うことを目的に、市の責務と市民との協働を定めています。皆様のご協力をお願いします。

代表的な広告物の例示 (図解)

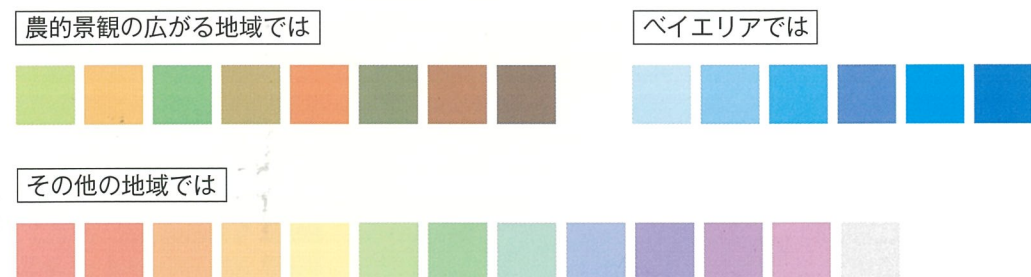
- はり札
- はり紙
- 立看板
- 置看板(ラック広告)
- のぼり旗
- 壁面広告
- 突出広告
- 屋上広告
- ネオン
- 独立広告
- アドバルーン
- 電光ニュース
- 車体(バス)広告



※広告物の掲出は、周囲の良好な景観の形成を目指したものでなければなりません。壁面・屋上・突出広告、ネオン、独立広告、のぼり旗等を乱雑に掲出すると、雑然とした印象を与えることとなります。
 ※掲出にあたっては、意匠や色彩を吟味し、バランスのとれた、整然とした設置をお願いします。

広告物カラーチャート

良好な景観を維持・形成するため、広告物等にはそれぞれの地域に調和した色彩を使用しましょう。例えば、

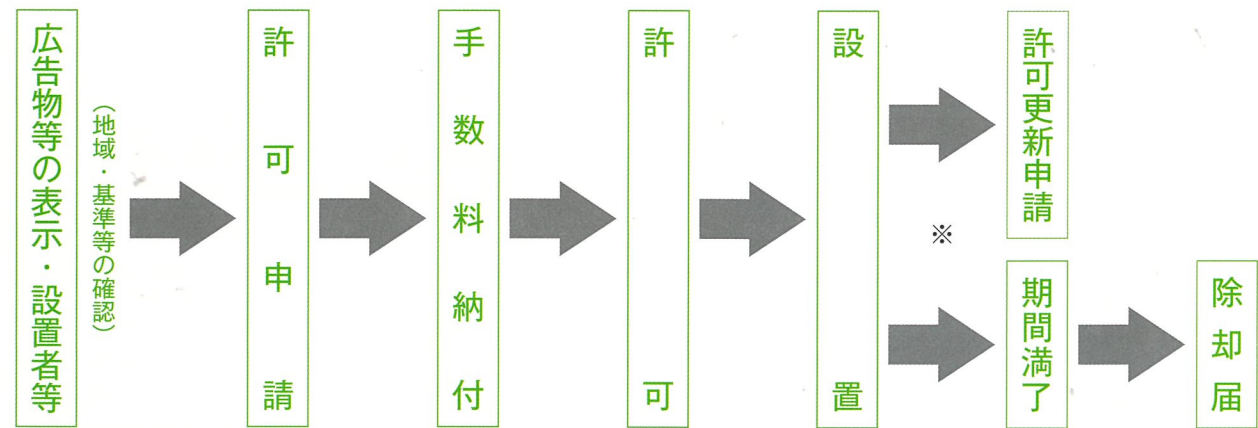


なお、好ましくないものとしては以下の色彩が考えられます。



ここでは色を選ぶ際の目安として代表的な色を例示しています。なお、このカラーチャートは精度に欠ける場合もありますので、事前にご相談下さい。ご協力をお願いします。

屋外広告物 許可申請の流れ



許可申請の注意事項

- 手数料は市の納付書で納入してください。
- 他の法令(道路法、建築基準法など)の許可等は別途必要となります。
- 届け出、申請手続きに関する基準および様式は、窓口で配布する他市のホームページからもダウンロードできます。

その他の注意事項

- 屋外広告物条例に違反する次のような行為を行った場合には、罰金刑に処される場合があります。
- 禁止物件、禁止地域等に違反して屋外広告物を掲出したとき
 - 措置命令に従わなかったとき
 - 登録を受けずに屋外広告業を営んだとき など

※広告物等の変更や改造がある場合には変更(改造)許可申請、除去した時は除去届、管理者等に変更がある場合は管理者等変更届が必要です。

屋外広告業の登録制度

船橋市内で屋外広告業を営もうとする場合は、市長の登録を受ける必要があります。また、本市の区域内で営業を行う営業所ごとに、一定の要件を満たした業務主任者を選任しなければなりません。千葉県に既に登録済みの方は、特例規定(みなし登録)があります。屋外広告業者に屋外広告物の設置を依頼する方は、必ず登録を済ませた業者に依頼してください。

登録に必要な書類

- ・屋外広告業登録申請書(特例規定で登録の場合、特例屋外広告業届出書)
- ・必要な添付書類
- ・業務主任者の資格を証する書面の写し

管理義務

屋外広告物を掲出する広告主は、補修その他必要な管理を行い、事故の防止に万全の注意を払う義務があります。高さが4m以上又は表示面積が10m²以上の広告塔及び広告板又はアーチについては、資格を有するものを管理者としておかなければなりません。

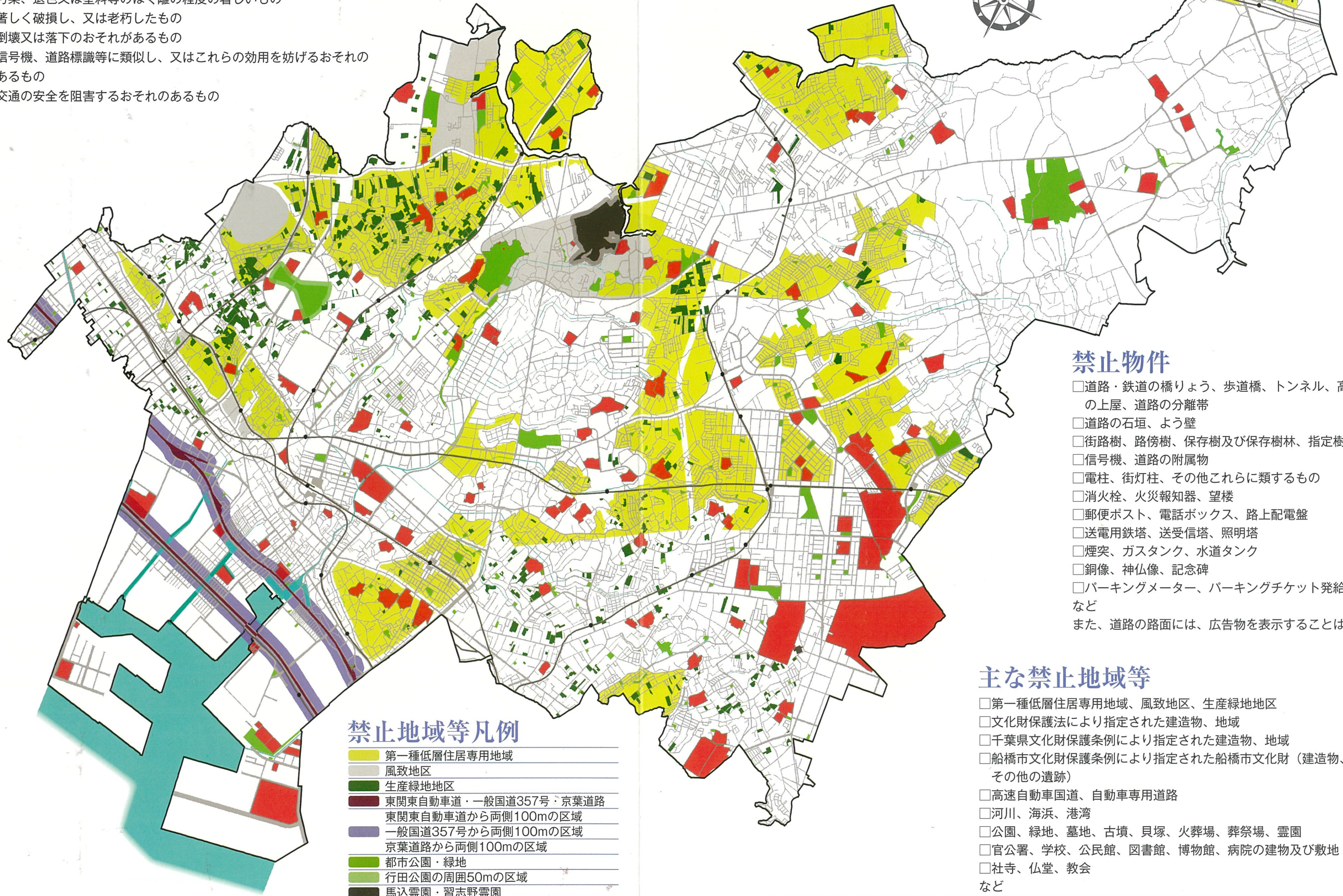
屋外広告物に関する講習会について

屋外広告物に関する講習会は都道府県(千葉県)、政令指定都市(千葉市)、中核市(船橋市、柏市)で開催します。屋外広告業を営むためには、市長の登録を受けるとともに、営業所ごとに屋外広告物に関する講習会の修了者または同等以上の知識を有する者を置かなければなりません。

屋外広告物禁止地域等規制図

禁止広告物

- 形状、色彩、意匠その他表示の方法が著しく良好な景観又は風致を害するもの
- 汚染、退色又は塗料等のはく離の程度の著しいもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- 交通の安全を阻害するおそれのあるもの



禁止地域等凡例

- 第一種低層住居専用地域
- 風致地区
- 生産緑地地区
- 東関東自動車道・一般国道357号・京葉道路
東関東自動車道から両側100mの区域
- 一般国道357号から両側100mの区域
京葉道路から両側100mの区域
- 都市公園・緑地
- 行田公園の周囲50mの区域
- 馬込霊園・習志野霊園
- 馬込霊園の周囲50mの区域
- 学校・官公署等
- 河川・港湾・海浜

禁止物件

- 道路・鉄道の橋りょう、歩道橋、トンネル、高架構造物、地下道の上屋、道路の分離帯
 - 道路の石垣、よう壁
 - 街路樹、路傍樹、保存樹及び保存樹林、指定樹林
 - 信号機、道路の附属物
 - 電柱、街灯柱、その他これらに類するもの
 - 消火栓、火災報知器、望楼
 - 郵便ポスト、電話ボックス、路上配電盤
 - 送電用鉄塔、送受信塔、照明塔
 - 煙突、ガスタンク、水道タンク
 - 銅像、神仏像、記念碑
 - パーキングメーター、パーキングチケット発給設備など
- また、道路の路面には、広告物を表示することはできません。

主な禁止地域等

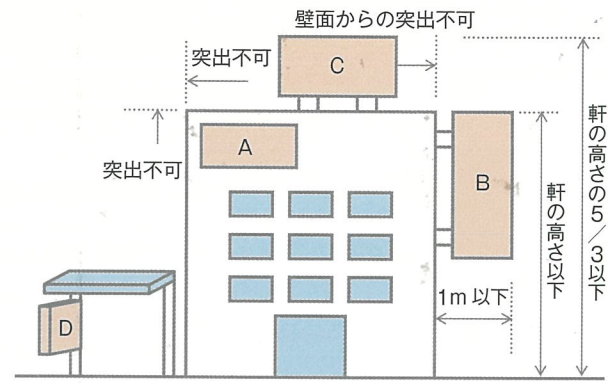
- 第一種低層住居専用地域、風致地区、生産緑地地区
- 文化財保護法により指定された建造物、地域
- 千葉県文化財保護条例により指定された建造物、地域
- 船橋市文化財保護条例により指定された船橋市文化財（建造物、貝塚、古墳、旧宅、その他の遺跡）
- 高速自動車国道、自動車専用道路
- 河川、海浜、港湾
- 公園、緑地、墓地、古墳、貝塚、火葬場、葬祭場、霊園
- 官公署、学校、公民館、図書館、博物館、病院の建物及び敷地
- 社寺、仏堂、教会など

※なお、図中の表示は、代表的なものを掲載しており、禁止地域等すべてを表示するものではありません。また、関係法令に基づく地区の指定・解除等に伴い、変更となる場合がありますので、詳しくは、担当課へ事前にご確認ください。

許可地域の許可の基準 (図解)

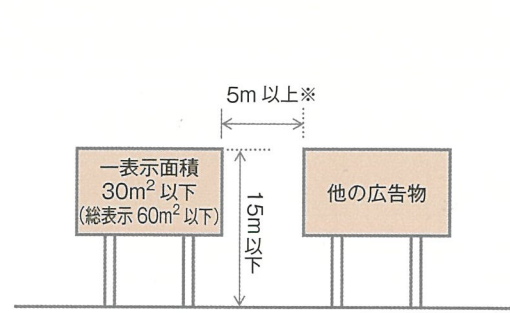
禁止地域等以外の地域（許可地域という）に広告物等を掲出する場合は、許可の申請が必要となります。
許可地域の具体例は規制図を参考にしてください。

1 建築物等に表示し又は設置するもの



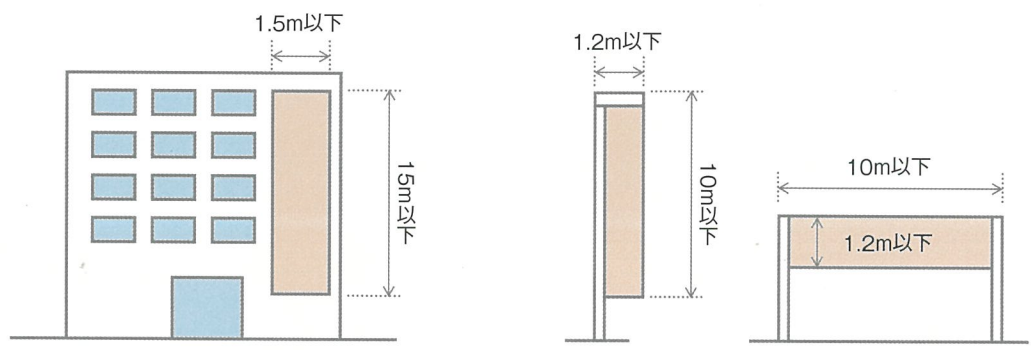
- 壁面利用広告物：A**
 - 壁面から突出不可
 - 窓その他の開口部をふさがらないこと（広告幕を除く）
 - 1壁面につき壁面面積の1/5以下
- 突出広告：B**
 - 突出幅は、1m以下
 - 上端は軒の高さ以下
- 屋上広告：C**
 - 壁面からの突出不可
 - 上端は軒の高さの5/3以下
 - 1壁面につき壁面の最大投影面積の1/5以下
- バス停留所上屋広告物：D**
 - 一表示面積 2m²以下

2 建築物等から独立したもの



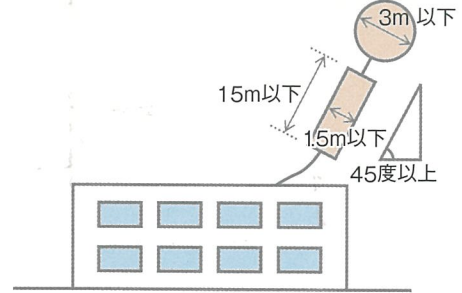
- 自家用広告物**
 - 広告物等の相互間は、5m以上あげる
 - 鉄道等からは、20m以上あげる
- 自家用広告物以外**
 - 広告物等の相互間は、5m以上あげる
 - （※この他にも道路や鉄道沿線に広告物を掲出する場合、規制がありますので詳細はお問い合わせ下さい。）

3 広告幕、旗、のぼり、横断幕



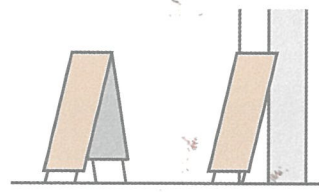
- 広告幕**
 - 幅1.5m以下、長さ15m以下
 - 非常用進入口等をふさがらないこと
- 旗、のぼり、横断幕**
 - 幅1.2m以下、長さ10m以下
 - 非常用進入口等をふさがらないこと

4 アドバルーン



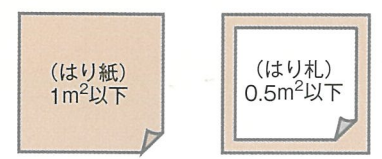
- 気球の直径 3m以下
- 広告幕の幅 1.5m以下
- 広告幕の長さ 15m以下
- 地表面に対する傾斜角度 45度以上

5 立看板



- 一表示面積は 2m²以下

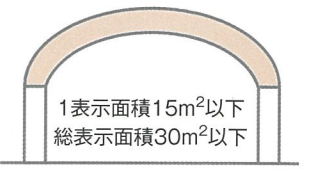
6 はり紙及びはり札



- (はり紙) 1m²以下
- (はり札) 0.5m²以下

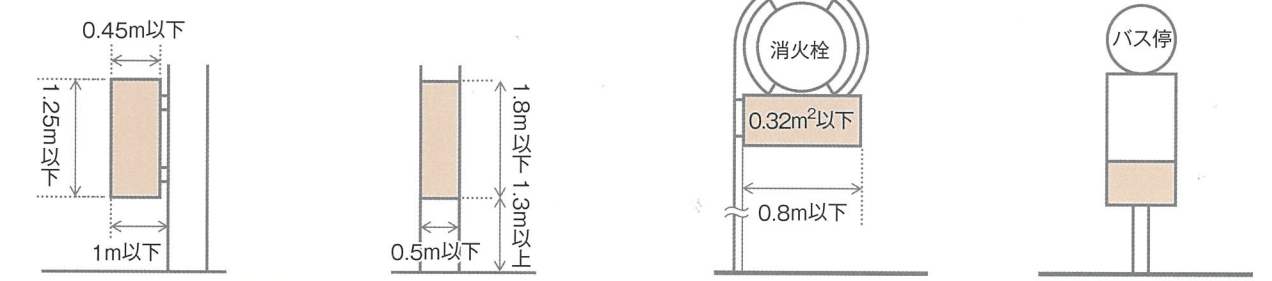
7 アーチ

国道、県道及び市道には設置不可。ただし、道路管理者が支障ないと認められたもので、表示内容が公共的なもの、又は一時的に設けるものは、この限りではありません。



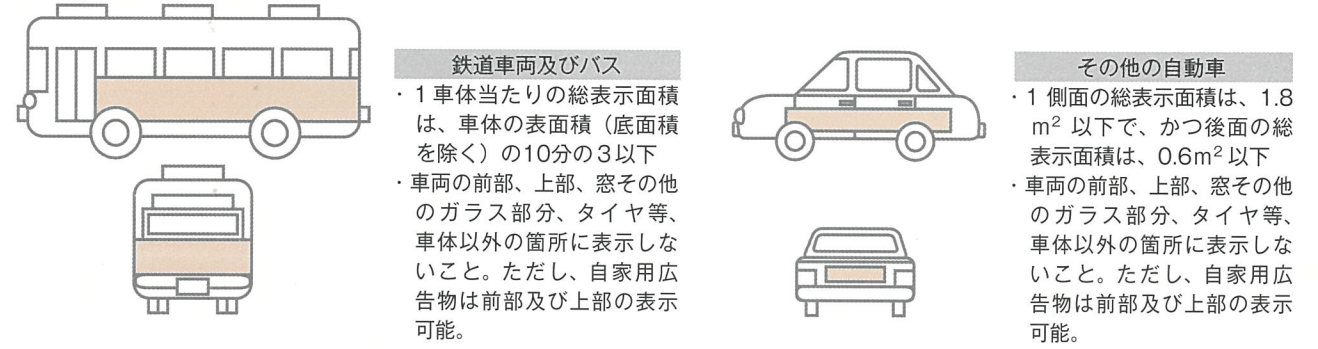
- 1表示面積 15m²以下
- 総表示面積 30m²以下

8 電柱類を利用する広告物



- 袖付広告**
 - 柱 1本あたり 1個
- 塗装広告又は巻立広告**
 - 柱 1本あたり 2面以下
 - 塗装広告と巻立広告を同時に表示することは不可
- 消火栓標識利用広告**
 - 柱 1本あたり 2面以下で設置個数は 1個
- バス停留所標識利用広告**
 - 表示板の一表示面積の 1/3 以下

9 鉄道車両及び自動車を利用する広告物



- 鉄道車両及びバス**
 - 1車体当たりの総表示面積は、車体の表面積（底面積を除く）の10分の3以下
 - 車両の前部、上部、窓その他のガラス部分、タイヤ等、車体以外の箇所に表示しないこと。ただし、自家用広告物は前部及び上部の表示可能。
- その他の自動車**
 - 1側面の総表示面積は、1.8m²以下で、かつ後面の総表示面積は、0.6m²以下
 - 車両の前部、上部、窓その他のガラス部分、タイヤ等、車体以外の箇所に表示しないこと。ただし、自家用広告物は前部及び上部の表示可能。

適用除外

社会生活を営むうえで必要最小限の広告物は禁止物件、禁止地域等、許可地域に関わらず掲出することができます。たとえば、次のようなものは、適用が除外され、許可も不要です。

- 他の法令によるもの
- 国又は地方公共団体が設置するもの
- 公職選挙法によるもの
- 冠婚葬祭、祭礼等の一時的なもの
- 講演会、展覧会、音楽会等のため、その敷地内にあるもの

自家用広告物は、表示面積の合計が20m²以下（禁止地域等は15m²以下）かつ一定の基準を満たすものについては適用が除外され、許可も不要です。

自家用広告物とは、自己の住居、作業所、事業所、会社又はこれらの敷地内に、自己の所在地、名称、商標、屋号又は自己の事業の内容（自己の営業に係わる特定の商品名を表示する場合には、総表示面積の1/2以下に限る）を表示するもの。

適用除外に関する詳細については、事前にご相談ください。